令和5年6月16日6月三次市議会定例会を開会した。

1 出席議員は次のとおりである(23名)

伊 藤芳 則 2番 Щ 田 真一郎 3番 増 田 誠 宏 1番 4番 徳 畄 真 紀 5番 掛 田 勝 彦 6番 中 原 秀 樹 7番 橋 寿 文 8番 重 信 惠美子 月 好 範 9番 Щ 村 戸 10番 宍 稔 11番 新 田 真 12番 藤 尚 弘 黒 13番 横 春 市 14番 鈴 深由希 光 木 15番 木 靖 治 弓 16番 藤 井 憲一郎 17番 掛 元 18番 保 実 治 20番 竹 原孝 剛 21番 齊 木 亨 22番 杉原 利 明 23番 新家良和 24番 伸 小 田 次

2 欠席議員は次のとおりである(1名)

19番 大 森 俊 和

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(24名)

市 長 福 畄 誠 志 副 市 長 本 昌 総務部長 Ш 亮 健 副 市 長 堀 細 美 経営企画部長 笹 尚 潔 史 地域振興部長 矢 野 美由紀 市民部長 花 谷 E 福祉保健部長 治 上 立 周 市民病院部事務部長 子育て支援部長 長 真由美 片 尚 光 子 松 産業振興部長併農業委員会事務局長 建設部長 中 廣 晋 加 藤 伸 司 危機管理監 平 徳 田 大 情報政策監 東 Щ 裕 Щ 教育 教育次長 子 長 迫 田 隆 範 宮 脇 有 士 君田支所長 影 Ш 敬 布野支所長 才 田 申 作木支所長 田 保 彦 吉舎支所長 中 幸 治 坂 畑 三良坂支所長 三和支所長 明 賀 克 博 細 美 寿 彦 監查事務局長供選挙管理委員会事務局長 甲奴支所長 秋 山 和 宏 濵 П 勉

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名(5名)

事務局長 児 玉 隆 次 長 石 田 和 也 政務調査係長 友 議事係長 仁 彦 間 原 福 紀 脇 坂 由 美 政務調査主査

5 会議に付した事件は次のとおりである

| 日程 | 番号 | 議案番号 | 件 | 名 | | |
|----|----|-------------|--------------------------------|----------------|--|--|
| 第 | 1 | 会期の決定(15日間) | | | | |
| 第 | 2 | 報告第11号 | 継続費繰越計算書について(令和4年度三次市一般会計予算) | | | |
| | | 報告第12号 | 繰越明許費繰越計算書について(令和4年度三次市一般会計予算) | | | |
| | | 報告第13号 | 繰越明許費繰越計算書について(令和4年度三次市診療所特別会計 | | | |
| | | | 予算) | | | |
| | | 報告第14号 | 事故繰越し繰越計算書について(令和4年度三次市一般会計予算) | | | |
| | | 報告第15号 | 繰越計算書について (令和4年度三次市病院事業会計) | | | |
| | | 報告第16号 | 繰越計算書について(令和4年度三次 | 文市下水道事業会計) | | |
| 第 | 3 | 報告第17号 | 報告第17号 専決処分の報告について (調停の成立について) | | | |
| 第 | 4 | 議案第64号 | 三次市支所設置条例の一部を改正する | 5条例(案) | | |
| | | 議案第65号 | 三次市職員の特殊勤務手当に関す | る条例の一部を改正する条例 | | |
| | | | (案) | | | |
| | | 議案第66号 | 三次市税条例の一部を改正する条例 (案) | | | |
| | | 議案第67号 | 三次市ハイヅカ湖畔の森設置及び管理条例の一部を改正する条例 | | | |
| | | | (案) | | | |
| 第 | 5 | 議案第68号 | 工事請負契約の締結について | | | |
| | | 議案第69号 | 市道路線の認定及び変更について | | | |
| | | 議案第70号 | 三次市過疎地域持続的発展計画の変更 | 更について | | |
| 第 | 6 | 議案第71号 | 令和5年度三次市一般会計補正予算 | (第2号) (案) | | |
| | | 議案第72号 | 令和5年度三次市土地取得特別会計補 | 甫正予算(第2号)(案) | | |
| 第 | 7 | 請願第1号 | 公共財としての種子を保全・活用す | るための施策を求める意見書の | | |
| | | | 提出について | | | |

令和5年6月三次市議会定例会議事日程(第1号)

(令和5年6月16日)

| 日程番号 | | 議案番号 | | 件 | 名 |
|------|---|------|----|-------------------|---------------------|
| 第 | 1 | | | 会期の決定(日間) | 47 |
| 第 | | 報 | 11 | 継続費繰越計算書について(令和4年 | 年度三次市一般会計予算) 47 |
| | | 報 | 12 | 繰越明許費繰越計算書について(令を | 和 4 年度三次市一般会計予算) 47 |
| | | 報 | 13 | 繰越明許費繰越計算書について(令を | 和4年度三次市診療所特別 |
| | 2 | | | 会計予算) | 47 |
| | | 報 | 14 | 事故繰越し繰越計算書について(令を | 和 4 年度三次市一般会計予算) 47 |
| | | 報 | 15 | 繰越計算書について(令和4年度三) | 次市病院事業会計) 47 |
| | | 報 | 16 | 繰越計算書について(令和4年度三) | 次市下水道事業会計) 47 |
| 第 | 3 | 報 | 17 | 専決処分の報告について(調停の成立 | 立について) 48 |
| 第 | 4 | 議 | 64 | 三次市支所設置条例の一部を改正する | る条例(案) 51 |
| | | 議 | 65 | 三次市職員の特殊勤務手当に関する | 条例の一部を改正する条例 |
| | | | | (案) | 51 |
| | | 議 | 66 | 三次市税条例の一部を改正する条例 | (案) 51 |
| | | 議 | 67 | 三次市ハイヅカ湖畔の森設置及び管理 | 理条例の一部を改正する条 |
| | | | | 例(案) | 51 |
| | 5 | 議 | 68 | 工事請負契約の締結について | 52 |
| 第 | | 議 | 69 | 市道路線の認定及び変更について… | 52 |
| | | 議 | 70 | 三次市過疎地域持続的発展計画の変更 | 更について 52 |
| 第 | 6 | 議 | 71 | 令和5年度三次市一般会計補正予算 | (第2号) (案) 53 |
| | | 議 | 72 | 令和5年度三次市土地取得特別会計 | 補正予算(第2号)(案) 53 |
| 第 | 7 | 請 | 1 | 公共財としての種子を保全・活用する | るための施策を求める意見 |
| | 1 | 莳 | 1 | 書の提出について | 55 |

~~~~~~ () ~~~~~~

——開会 午前 1 0 時 0 分——

○議長(山村惠美子君) 皆さん、おはようございます。

傍聴者の皆様及び視聴者の皆様には、お越し、または御視聴いただき、誠にありがとうございます。

本日から令和5年6月定例会を行います。

三次市議会では、5月から10月末までの期間をクールビズの取組としてノーネクタイなどの 軽装といたしておりますので、御理解を頂きますようお願いいたします。

ただいまの出席議員数は23人であります。

これより令和5年6月三次市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議録署名者として、藤井議員及び弓掛議員を指名いたします。

なお、暑いと思われる方は適宜上着をお取りください。

この際、御報告いたします。本日の会議の欠席者として、大森議員から一身上の都合により 欠席する旨、届出がありました。以上で報告を終わります。

ここで、福岡市長から発言したい旨、申出がありましたので、この際、これを許します。

(市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める)

〇議長(山村惠美子君) 福岡市長。

〇市長(福岡誠志君) 皆さん、おはようございます。本会議に先立ちまして、行政報告をさせて いただきます。

5月19日から21日にかけまして開催されましたG7広島サミットにおきましては、世界中が広島に注目いたしました。世界各国のトップ自らが原爆被害の実相を知り、世界の恒久平和の重要性が再認識され、力強いメッセージを世界中に発信されました。私も世界の恒久平和をめざして行動していきたいと決意を新たにしたところでございます。

開会前日の5月18日に開催された広島サミット県民会議主催の歓迎レセプションにおきましては、会場内に県内自治体を紹介するブースが設置され、本市は、三次産のワインや日本酒、カーターピーナッツなどを国内外の関係者にPRいたしました。また、サミット期間中の各プログラムにおいては、ワインやお米、牛肉などの三次産品が活用され、メディアでも大きく取り上げられたところです。

さらに、5月21日のパートナーズ・プログラムにおきましては、G 7 首脳と招待国の配偶者による県立美術館の訪問に合わせて、本市出身の人形作家・奥田小由女さんと夫の日本画家・奥田元宋さんの作品が展示され、奥田小由女さんが直接作品などについて説明をされ、日本の芸術文化や平和への願いを感じていただけたものと考えています。

こうした広島サミットの効果は非常に大きく、広島三次ワイナリーなど、サミットで提供された商品の製造元には、商品を求める問合せが想定以上に増えていると伺っています。今回の広島サミットはゴールではなく、サミットの成果や効果を一時的なものに終わらせず、市民の

皆さんとともに、平和や経済や観光などのさらなる発展に生かし、未来につなげていきたいというふうに考えています。

次に、去る5月29日、広島県にも梅雨入りの発表があり、本格的な雨のシーズンを迎えています。今年も、全国各地で、線状降水帯の発生などによりまして、これまでに経験したことがないような集中豪雨が発生し、甚大な被害が相次いでいます。災害は起きるもの、常に有事に備えるという考えの下、命と暮らしを守る取組から防災・減災対策を加速化していかなければなりません。

平成30年7月の西日本豪雨の発生から間もなく5年となります。この間、大きな内水被害が発生した畠敷・願万地地区においては、治水安全度の向上と住宅の浸水被害の軽減を図るため、国・県・市が連携して、馬洗川河道掘削、畠敷救急内水排水機場の排水ポンプの増強、馬洗川支川の大谷川の改修整備、雨水貯留施設の整備といった内水対策を進めてまいりました。

6月10日には、畠敷地区内水対策事業完成式が執り行われたところですが、今後もさらなる 雨水貯留施設の整備を行うなど、それぞれの地域の特性に合わせ、流域全体で地域を守ってい く流域治水の取組を、行政、事業者、市民の皆さんと一体となって進めてまいりたいというふ うに考えています。

また、今後も関係機関や団体との連携を強化するとともに、防災メールや公式SNS、音声 告知放送などの情報ツールを活用して避難情報などの迅速な提供に努め、市民の皆さんの命と 暮らしを守る取組を進めてまいります。

次に、こうした市民の皆さんの命と暮らしを守る取組にも大きく影響する備北地区消防組合 消防本部・三次消防署新庁舎整備について改めて申し上げさせていただきます。

去る6月5日の市議会全員協議会で説明させていただきましたけれども、現在の消防庁舎は、 浸水想定区域に立地しているほか、建築から約40年が経過し、施設の老朽化が著しい状況にあ ることから、消防行政の拠点としての機能に大きな課題があり、早期に安全な場所に庁舎を移 転する必要があります。

移転先の検討に当たりましては、現在の庁舎からできるだけ近隣で安全な、災害指定区域外の場所であること、市街地への現場到着想定時間が現在地から大きく遅延しないなど、6つの条件を満たす候補地を、中長期的な視点に立ち、客観的なデータも踏まえながら慎重に検討した結果、広島県高平施設用地の選定に至ったものであります。この用地は、万一、市街地が浸水した場合にも地域住民の緊急避難場所として活用できることから、防災拠点として十分な役割を果たせるものと考えています。行政の最大の責務である市民の皆さんの命と暮らしを守るために、早期の事業着手が必要ですので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

次に、5月8日から、新型コロナウイルス感染症の法律上の位置づけが5類へ移行し、社会全体としてコロナ禍前の日常に向けて動き出してから1か月余りが経過いたしました。コロナ禍による生活や経済への様々な影響が残る中、ロシアのウクライナ侵略などにより、原油の価格や物価が高い水準のままで推移しています。

この対策として、昨年9月に、国において、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を

受けた生活者や事業者の負担軽減を地域の実情に応じて実施できるよう、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金が創設され、本年3月に、本交付金を増額するとともに、低所得世帯への支援のための低所得世帯支援枠が措置されました。

本市におきましても、この交付金を有効に活用して、低所得世帯への給付のほか、コロナ禍における物価高騰など、様々な困難に直面している市民の皆さんの生活を支援するとともに、市内消費を喚起するため、地域商品券である三次藩札による事業などを実施し、コロナ禍からの本格的な再始動に向けて、市民の皆さんと共に三次の元気づくりに取り組んでまいりたいと考えています。

これらの施策・事業に必要な経費につきまして、備北地区消防組合消防本部・三次消防署の 新庁舎整備に係る関連経費等と合わせて計上しました令和5年度一般会計補正予算(第2号) (案)をこの後提案させていただくこととしておりますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

以上、定例会開会に当たりまして、行政報告とさせていただきます。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第1 会期の決定

○議長(山村惠美子君) 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から 6月30日までの15日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村惠美子君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は15日間と決定いたしました。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第2 報告第11号 継続費繰越計算書について (令和4年度三次市一般会計予算)

報告第12号 繰越明許費繰越計算書について(令和4年度三次市一般会計予算)

報告第13号 繰越明許費繰越計算書について(令和4年度三次市診療所特別会計 予算)

報告第14号 事故繰越し繰越計算書について(令和4年度三次市一般会計予算)

報告第15号 繰越計算書について(令和4年度三次市病院事業会計)

報告第16号 繰越計算書について (令和4年度三次市下水道事業会計)

○議長(山村惠美子君) 日程第2、報告第11号継続費繰越計算書についてから報告第16号繰越計算書についてまでの報告6件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求める)

〇議長(山村惠美子君) 堂本副市長。

[副市長 堂本昌二君 登壇]

**○副市長(堂本昌二君)** ただいま御上程になりました報告第11号から報告第16号までの報告6件 について、一括して御説明申し上げます。

最初に、報告第11号継続費繰越計算書について御説明申し上げます。

本件は、令和4年度三次市一般会計予算継続費について、学校給食調理場整備事業14億5,202万500円を翌年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により御報告申し上げるものであります。

次に、報告第12号繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

本件は、令和4年6月市議会定例会等において御可決いただきました令和4年度三次市一般会計予算繰越明許費について、公共施設改修・解体事業ほか60件、合わせて28億6,989万9,000円を翌年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げるものであります。

次に、報告第13号繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

本件は、令和5年3月市議会定例会において御可決いただきました令和4年度三次市診療所特別会計予算繰越明許費について、小児科診療所開設事業118万9,000円を翌年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げるものであります。

次に、報告第14号事故繰越し繰越計算書について御説明申し上げます。

本件は、令和3年度から令和4年度に繰り越した県営幹線林道整備事業比和新庄線ほか8件、合わせて2億2,544万9,797円を翌年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により御報告申し上げるものであります。

次に、報告第15号繰越計算書について御説明申し上げます。

本件は、令和4年度三次市病院事業会計予算の繰越額について、建設改良費の市立三次中央病院建て替え基本計画等策定業務ほか1件、合わせて2,132万8,000円を翌年度へ繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により御報告申し上げるものであります。

最後に、報告第16号繰越計算書について御説明申し上げます。

本件は、令和4年度三次市下水道事業会計予算の繰越額について、建設改良費の下水道処理 場整備事業1億6,381万8,000円を翌年度へ繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項 の規定により御報告申し上げるものであります。

以上、報告6件につきまして御報告申し上げるものであります。

〇議長(山村惠美子君) 質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村惠美子君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告6件は、先例により質疑のみといたします。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

日程第3 報告第17号 専決処分の報告について(調停の成立について)

O議長(山村惠美子君) 日程第3、報告第17号専決処分の報告についてを議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 (副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求める)

〇議長(山村惠美子君) 堂本副市長。

〔副市長 堂本昌二君 登壇〕

**○副市長(堂本昌二君)** ただいま御上程になりました報告第17号の報告1件について御説明申し上げます。

報告第17号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、旧君田村の農業基盤整備資金の未納分の支払いについて、三次簡易裁判所調停委員会から示された調停条項案を受諾し、調停を成立させようとすることについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げるものであります。

以上、報告1件につきまして御報告申し上げるものであります。

〇議長(山村惠美子君) 質疑を願います。

(13番 横光春市君、挙手して発言を求める)

- 〇議長(山村惠美子君) 横光議員。
- ○13番(横光春市君) 本件は議決の重みというものを強く感じる報告でありますが、旧君田村が損失補償契約に基づいて3人に貸し付けた農業基盤整備資金について、JA三次から三次市が被告として提起され、令和2年7月17日付の和解案が示され、同年9月定例会において和解案を受け入れる議決を行ったところでございまして、旧君田村において、債務負担行為の議決を行ったことが、合併後の三次市においても、その債務負担行為の議決によって、裁判所に提起され、9月定例会で和解を受け入れ、703万8,638円支払っておるところでございます。

そして、今回、市が提起し、和解案を受け入れた専決処分によれば、130万円が市の歳入となりますが、700万円余り支払い、和解案で130万円しか戻ってこない。和解案はどのような理由によって減額されたのか。

また、令和2年9月定例会以降、どのような取組を市は行ってきたかということであります。 私の経験から申し上げますと、連帯保証人になっていたときに、連帯保証人は銀行から請求が なされ、宅地10アールを手放して連帯保証人としての責務を果たしたという経験がございます が、民間なら全額を返しているのに、行政だからこうなるのかということがあるわけでござい ますが、どういう経緯になったのか、和解案でどういうことがあって減額されたのか、そして、 今日に至るまで市としてどのような取組をされたのかということを御報告いただければという ふうに思います。

(君田支所長 影山敬二君、挙手して発言を求める)

- 〇議長(山村惠美子君) 影山君田支所長。
- ○君田支所長(影山敬二君) 約703万円の債権が130万円に減額となった原因ということでございますけども、三次簡易裁判所の調停委員会から提示されております調停条項案、これが全てでありまして、その130万円と算定された根拠のところまでは分からないところがあります。しかしながら、考えますのに、市としましては、原因の1つとしては、主には、一定期間より以

前の債権につきましては時効が成立するというような判断もされた。それによって減額された ものではないかというふうに考えております。

それから、市の取組でございますけども、JA三次から債権が移って以降、令和3年12月に、 債務者あるいは債務者の相続人の方、連帯保証人のほうへ請求書をお渡ししまして、それ以降 は、先ほど議員おっしゃいましたように、調停申立てを行いまして、その間、これまでの間、 6回の調停委員会のほうが開かれ、市のほうの主張を行ってきたところでございます。

(13番 横光春市君、挙手して発言を求める)

- 〇議長(山村惠美子君) 横光議員。
- ○13番(横光春市君) 請求書を出してすぐ調定したということというのがちょっと理解できんのですが、応じていただけなかったということだというふうに思いますけども、やはり調停に至るまでにどのような努力をされたのかということが私は必要なんじゃないかなというふうに思っとるんです。やはり民間では全額返したということでありますし、前回の議決においても、かなり時間がたった後、議決をしとるということで、令和2年に和解案に乗って700何万円払うとるんです。それから3年ぐらいしかたってないのに、もう大分たっているよという、そういう思いで話されるんでなしに、裁判所でどういうことが原因でこの金額がなったのかということをやっぱり調停条項の中ではっきり示されているんじゃないかというふうに思うんですが、そこらのところが分かれば御報告いただければというふうに思うんです。

(君田支所長 影山敬二君、挙手して発言を求める)

- 〇議長(山村惠美子君) 影山支所長。
- ○君田支所長(影山敬二君) 調停委員会のほうで、市のほうの主張としましては、債権が3つありますけども、市に移ったことによって、求償金が発生し、債権を市のほうは回収する必要があるということ。それと、債務者である借受人の方、それと、法定相続人と連帯保証人の方は連帯して責任を負うこと、そういった主張をさせていただきました。最終的に調停委員会のほうで示されたものは、調停条項案に書いてあることが全てでありまして、それ以上のことは具体的には分からない部分がありますけども、先ほど考えられる要因としては、1つには時効があるのではないかというふうに考えているということでございます。
- ○議長(山村惠美子君) ほかにございませんか。

(17番 弓掛 元君、挙手して発言を求める)

- 〇議長(山村惠美子君) 弓掛議員。
- **〇17番(弓掛 元君)** 今の件ですけども、内容が分からずに和解するというのは本当に解せないんですけども、時効だろうとかいう分で市民の方も納得されるかというのは非常に疑義があるんですけども、もう一遍お願いします。

(君田支所長 影山敬二君、挙手して発言を求める)

- 〇議長(山村惠美子君) 影山支所長。
- **〇君田支所長(影山敬二君)** 繰り返しになりますけども、調停委員会のほうから提示をされております調停条項案が全てでありまして、合計して130万円と算定された根拠のところまでは分

かりかねます。それぞれの3名の方の支払いの算出根拠についても同様でございます。

○議長(山村惠美子君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村惠美子君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告1件は、先例により質疑のみといたします。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

日程第4 議案第64号 三次市支所設置条例の一部を改正する条例(案)

議案第65号 三次市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (案)

議案第66号 三次市税条例の一部を改正する条例(案)

議案第67号 三次市ハイヅカ湖畔の森設置及び管理条例の一部を改正する条例 (案)

〇議長(山村惠美子君) 日程第4、議案第64号三次市支所設置条例の一部を改正する条例(案) から議案第67号三次市ハイヅカ湖畔の森設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)までの 議案4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求める)

〇議長(山村惠美子君) 堂本副市長。

〔副市長 堂本昌二君 登壇〕

**○副市長(堂本昌二君)** ただいま御上程になりました議案第64号から議案第67号までの議案4件 について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第64号三次市支所設置条例の一部を改正する条例(案)について御説明申し上げます。

本案は、三次市甲奴支所の耐震工事に伴い、関係条例である三次市支所設置条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、甲奴支所の位置を耐震工事中は仮庁舎の位置に改め、完成後には元の位置に戻そうとするものであります。

次に、議案第65号三次市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(案)について御説明申し上げます。

本案は、特殊勤務手当に係る人事院規則の改正に伴い、関係条例である三次市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の 特例を廃止し、新たに特定新型インフルエンザ等により生じた事態に対処するための特殊勤務 手当の特例を定めようとするものであります。

次に、議案第66号三次市税条例の一部を改正する条例(案)について御説明申し上げます。 本案は、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、関 係条例である三次市税条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、森林環境税の新設に伴う関連条文の改正のほか、軽自動車税における車種 区分の変更等に伴う関係条文の改正を行おうとするものであります。

最後に、議案第67号三次市ハイヅカ湖畔の森設置及び管理条例の一部を改正する条例(案) について御説明申し上げます。

本案は、三次市ハイヅカ湖畔の森の指定管理者を募集することに伴い、関係条例である三次市ハイヅカ湖畔の森設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、指定管理者の指定の期間を3年間から6年間に変更しようとするものであります。

以上、議案4件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

〇議長(山村惠美子君) 質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村惠美子君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案のうち、総務常任委員会に議案第64号及び議案第65号の 議案2件を付託いたします。

次に、教育民生常任委員会に議案第66号の議案1件を付託いたします。

次に、産業建設常任委員会に議案第67号の議案1件を付託いたします。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

日程第5 議案第68号 工事請負契約の締結について

議案第69号 市道路線の認定及び変更について

議案第70号 三次市過疎地域持続的発展計画の変更について

〇議長(山村惠美子君) 日程第5、議案第68号工事請負契約の締結についてから議案第70号三次 市過疎地域持続的発展計画の変更についてまでの議案3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求める)

〇議長(山村惠美子君) 堂本副市長。

〔副市長 堂本昌二君 登壇〕

**○副市長(堂本昌二君)** ただいま御上程になりました議案第68号から議案第70号までの議案3件 について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第68号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、ケーブルテレビ設備改修工事(第7期)につきまして、一般競争入札を令和5年5月19日に執行いたしました。1者による入札の結果、1億9,415万円でNECネッツエスアイ株式会社中国支店が落札いたしました。よって、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第69号市道路線の認定及び変更について御説明申し上げます。

本案は、市道路線の認定基準を満たす市道八次227号線の市道認定及び市道八次88号線の終 点を変更することについて、道路法第8条第2項及び第110条第3項の規定により、市議会の 議決を求めようとするものであります。

最後に、議案第70号三次市過疎地域持続的発展計画の変更について御説明申し上げます。

本案は、三次市過疎地域持続的発展計画を変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、市議会の決を求めようとするものであります。

その内容は、計画に十日市276号及び(仮称)酒河160号線(改良舗装・新設)を追加しようとするものであります。

以上、議案3件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(山村惠美子君) 質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村惠美子君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案のうち、総務常任委員会に議案第68号及び議案第70号の 議案2件を付託いたします。

次に、産業建設常任委員会に議案第69号の議案1件を付託いたします。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

日程第6 議案第71号 令和5年度三次市一般会計補正予算(第2号)(案) 議案第72号 令和5年度三次市土地取得特別会計補正予算(第2号)(案)

〇議長(山村惠美子君) 日程第6、議案第71号令和5年度三次市一般会計補正予算(第2号) (案)及び議案第72号令和5年度三次市土地取得特別会計補正予算(第2号)(案)の議案2 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求める)

〇議長(山村惠美子君) 堂本副市長。

〔副市長 堂本昌二君 登壇〕

**○副市長(堂本昌二君)** ただいま御上程になりました議案第71号及び議案第72号について、一括 して御説明申し上げます。

最初に、議案第71号令和5年度三次市一般会計補正予算(第2号)(案)について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正、債務負担行為の補正及び地方債の補正であります。

なお、令和5年第2回臨時会において説明不足との御指摘により修正となりました備北地区 消防組合消防本部・三次消防署新庁舎整備事業に関連する予算につきましては、6月5日の議 会全員協議会において、候補地選定の説明として、4つの候補地をお示しし、立地の安全性や 現場への到着時間など、6つの条件による比較検討結果を、また、候補地からのアクセス道路の整備方法やスケジュールについて、新たな資料の提出と併せ、御説明させていただきましたので、改めて提案させていただくものであります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ7億5,893万3,000円を追加し、 補正後の総額を388億178万6,000円にしようとするものであります。

まず、歳出から御説明いたします。

総務費は、基金積立てを1,000万円減額するものの、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業4億3,763万2,000円を追加し、合わせて4億2,763万2,000円を追加。

衛生費は、次期一般廃棄物最終処分場候補地選定事業34万2,000円を追加。

農林水産業費は、危険木等伐採事業補助金1,000万円を追加。

土木費は、消防施設建設事業に伴うアクセス道路整備事業など、合わせて1億1,520万円を 追加。

消防費は、備北地区消防組合負担金1億794万3,000円など、合わせて1億7,610万6,000円を 追加。

災害復旧費は、過年災害農業施設復旧事業1,941万9,000円など、合わせて2,965万3,000円を 追加しようとするものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

分担金及び負担金は、過年災害農地復旧費分担金など、合わせて56万円を追加。

国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金4億1,136万8,000円を追加。

県支出金は、過年災害農業施設復旧費補助金1,926万3,000円など、合わせて2,853万4,000円を追加。

繰入金は、財政調整基金繰入金4,042万8,000円など、合わせて6,317万1,000円を追加。

市債は、消防施設等整備事業債1億3,980万円など、合わせて2億5,530万円を追加しようとするものであります。

第2条債務負担行為の補正につきましては、4ページ記載の第2表のとおり、次期一般廃棄 物最終処分場候補地選定事業ほか1件について追加しようとするものであります。

第3条地方債の補正につきましては、5ページ記載の第3表のとおり、河川災害防止対策事業ほか1件について、借入限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第72号令和5年度三次市土地取得特別会計補正予算(第2号)(案)について御 説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正、債務負担行為及び地方債であります。

なお、本議案は、令和5年第2回臨時会において説明不足との御指摘により否決となりましたが、6月5日の議会全員協議会において、消防事業用地以外の用地利用について、広域避難場所としての防災機能を維持するとともに、災害時に多目的に利用するための平地避難地ゾーンや山林丘陵避難地ゾーンなどのゾーニングの方向性について新たな資料を提出し、御説明さ

せていただきましたので、改めて御提案させていただくものであります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ7,812万6,000円を追加し、補正後の総額を8,355万3,000円にしようとするものであります。

その内容は、土地の先行取得事業を追加しようとするものであります。この事業に対する財源としては、市債及び他会計繰入金を予定しております。

第2条債務負担行為につきましては、4ページ記載の第2表のとおり、公共用地先行取得事業について、債務の期間及び限度額を定めようとするものであります。

第3条地方債につきましては、5ページ記載の第3表のとおり、公共用地先行取得事業について、その限度額、利率などを定めようとするものであります。

以上、議案2件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(山村惠美子君) ただいま議題となっております議案第71号及び議案第72号の議案2件については、予算決算常任委員会において審査することとし、質疑を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(山村惠美子君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第71号及び議案第72号の議案2件については、質疑を省略の上、予算決算常任 委員会に付託いたします。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

# 日程第7 請願第1号 公共財としての種子を保全・活用するための施策を求める意見書の提出について

○議長(山村惠美子君) 日程第7、請願1件を議題といたします。

今期定例会において受理した請願は、お手元に配付の文書表のとおりであります。

ただいま議題となっております請願第1号公共財としての種子を保全・活用するための施策 を求める意見書の提出については産業建設常任委員会に付託いたします。

ここで、今期定例会に関して御案内をさせていただきます。

来週19日月曜日から21日水曜日までの3日間、15人の議員が一般質問を行います。この一般質問を行う3日間については、議事の関係上、会議の開始を9時30分としたいと思いますので、傍聴を御希望される方、また御視聴くださいます皆様、どうか御注意いただきますようにお願いいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

~~~~~~ () ~~~~~~~

——散会 午前10時40分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年6月16日

三次市議会議長 山 村 惠美子

会議録署名議員 藤井憲一郎

会議録署名議員 弓掛 元